

リスク管理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、株式会社トゥワイス・リサーチ・インスティテュート(以下「この法人」という。)におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規程は、この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)に適用されるものとする。

第3条 (定義)

この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、この法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第2章 役職員の責務

第4条 (基本的責務)

役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、この法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

第5条 (具体的リスクの回避等の措置)

1. 役職員は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置(以下「回避等措置」という。)を事前に講じなければならない。
2. 役職員は、上位者を含む他の役職員に対し、業務に関する指示を仰ぐ場合又は意見を求める場合には、当該業務において予見される具体的リスクを自発的に明らかにするとともに、当該具体的リスクに係る回避等措置について具申しなければならない。

第6条 (具体的リスク発生時の対応)

1. 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じるこの法人の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。
2. 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。
3. 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部署と協議を行い、適切にこれを処理する。

第3章 緊急事態への対応

第7条 (緊急事態への対応)

この法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、代表取締役社長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。ただし、代表取締役は他の者をリスク管理統括責任者に指名することができる。

第8条 (緊急事態の範囲)

この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、この法人、この法人の事業所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、この法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

- (1) 自然災害 地震、風水害等の災害
- (2) 事故
 - (ア) 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - (イ) この法人の活動に起因する重大な事故
 - (ウ) 役職員に係る重大な人身事故
- (3) インフルエンザ、COVID-19等の感染症
- (4) 犯罪
 - (ア) 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃
 - (イ) この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - (ウ) 内部者による背任、横領等の不祥事
- (5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
- (6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

第9条 (緊急事態の発生時における対応の方針および手順)

緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる方針および手順に従い、対応するものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
 - (ア) 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - (イ) (必要に応じ)所管官公庁へ連絡する。
 - (ウ) 災害対策の強化を図る。
- (2) 事故
 - (ア) 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - 生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
 - (必要に応じ)所管官公庁へ連絡する。
 - 事故の再発防止を図る。
 - (イ) この法人の活動に起因する重大な事故
 - 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - (必要に応じ)所管官公庁へ連絡する。
 - 事故の再発防止を図る。
 - (ウ) 役職員に係る重大な人身事故
 - 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - (必要に応じ)所管官公庁へ連絡する。
 - 事故の再発防止を図る。
- (3) インフルエンザ、COVID-19等の感染症
 - 生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
 - (必要に応じ)所管官公庁へ連絡する。
 - 集団感染の予防を図る。
- (4) 犯罪
 - (ア) 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃
 - 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - 不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
 - 再発防止を図る。

- (イ) この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - 再発防止を図る。
- (ウ) 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
 - この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - (必要に応じ)所管官公庁へ連絡する。
 - 再発防止を図る。
- (5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
 - 被害状況(機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無)の把握
 - 被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - (必要に応じ)所管官公庁へ連絡する。
 - 再発防止を図る。
- (6) その他経営上の事象
この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

第10条 (改廃)

この規程の改廃は、代表取締役の決議による。

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。(令和6年1月1日制定)